

スチュワードシップ・コード実施状況の自己評価
(日本株式)

PGIM ジャパン株式会社

当社は、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、投資先企業の企業価値向上を促すことにより、顧客および受益者の中長期的な投資リターンの拡大を目指しております。

かかる目標に対する当社の取組状況、およびスチュワードシップ責任を果たすために2020年7月から2021年6月までの期間において実施した活動についての自己評価を行いましたので、以下の通り公表致します。

1. スチュワードシップ・コード原則への具体的な対応内容

(原則1) 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 当社は、機関投資家として投資先企業の持続的な成長を促し、顧客・受益者のリターンの拡大を図るための方針として「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」を策定し、ホームページでその概要を公表しています。
- 2020年3月の日本版スチュワードシップ・コードの改訂を受け、上記方針についても改定を行い、2020年8月28日にホームページを更新し、概要を公表しました。

(原則2) 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 当社は、社内規程として「利益相反管理規程」を定め、利益相反の厳格な管理を行っております。また、その概要をホームページの「利益相反管理についての考え方」に公表しています。
- 議決権の行使にあたっては「議決権行使ガイドライン」を設け、これに沿って議決権の行使を行っております。当社が所属する企業グループないし当社の顧客および受益者に配慮した議決権の行使は行っておりません。尚、コンプライアンス部では、利益相反が生じる可能性のある企業に関する行使議案についてレビューを行い、議決権行使ガイドラインに沿って適切に行使されていることを確認しております。
- 対象期間に報告すべき利益相反のおそれがある行為はございません。

- 議決権行使ガイドラインと議決権行使結果の整合性の検証などスチュワードシップ責任に係る利益相反の管理体制等につき、社外の第三者によるレビューを実施しております。

(原則3) 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- 当社は、投資先企業の状況について、有価証券報告書や統合報告書、毎四半期の決算や適時開示のほか、日々の株価動向やニュースフローによる継続的な把握に努めています。
- ファンドマネジャーが把握した企業の状況については、社内のミーティングにおいて共有を図り、投資判断へ反映しています。

(原則4) 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 当社は、アクティブ運用については、投資先企業全社と適宜、「目的を持った対話」を実施し、企業価値の方向性について確認しています。中長期的な視点から、投資先及び投資候補先企業に対し、企業価値や資本効率を高め持続的な成長を促すため「目的を持った対話」に積極的に取り組んでいます。ボトムアップのアクティブ運用における銘柄選択は、高配当の持続性を重視していますが、この運用戦略に基づき、視点①：持続的成長を達成するための事業戦略、視点②：資本政策、視点③：事業環境の変化に対応した戦略変更、視点④：ESG 要素、等を事例とする対話を実施しています(対話の例、ご参照)。
- パッシブ運用については、保有銘柄の時価総額に対する保有比率が一定基準以上となる銘柄について議決権行使を、また、そのうち業績等に問題のある企業を中心にエンゲージメント活動を実施しております。

対話の例としては、以下のものがあげられます。

- 医薬品A社と、持続的成長を達成するための事業戦略(上記視点①)、および資本政策(株主還元:視点②)について、次期中期経営計画の内容に関する議論をしました。当社から、「(1)中期経営計画最終年度の翌年に現在の主力医薬品の特許が切れるため、計画対象の期間外であっても同製品の売上減少を補う戦略について詳細にご説明いただき投資家を安心させて欲しい、(2)投資家が現時点で御社株に期待していることは中期成長力よりも業績が安定している医薬品銘柄の中での相対的に高い配当利回りにある。株主還元について踏み込んだ内容を示して欲しい」と要望しました。先方からは、「それらの点について是非説明できるようにしたい」とのコメントを得ました。尚、同社は2021年5月に発表した新中期経営計画の中で、(1)重点戦略製品の売上伸長、新プロジェクトの進展、販売管理費の効率化等で営業利益の成長戦略を明確化したこと、(2)配当を安定的に向上させるとしたこ

と、等が株式市場から評価され、株価は大幅に上昇しました。

- 化学業B社と、資本政策(配当方針:視点②)について、議論しました。中期経営計画(2020年度最終)において「安定配当継続」と記載しそれを実践されており、感謝している旨を伝えるとともに、次期中期経営計画においては株主資本配当率の水準を目標に加えるなど、「安定」に対する具体的なコミットメントを示して欲しいと要望しました。先方からは、「他の投資家からも同じような要望があり前向きに考えている一方、経営の自由度も確保しておきたい。今後も引き続き検討していく」との回答を得ました。
- 総合商社C社と、資本政策(株主還元:視点②)について議論しました。具体的には、多くの投資家が新型コロナウイルスの影響から業績が急回復する中で第3四半期決算時に自社株買いの再開を期待したものの見送った理由、および今後の自社株買いの手法について議論しました。自社株買いの再開を見送った理由については、明確なご回答はありませんでした。自社株買いの手法については、中期経営計画時に改めて公表するが、「予見性」と「(株価の水準を意識した)機動性」を両立したいとのことでした。当社からは、「株主還元のための自社株買い=予見性を伴う自社株買い」と「自社への投資としての自社株買い=(株価水準を意識した)機動性」を両立することは難しい、投資家にとってクリアーな還元方針を期待している、との旨を伝えました。
- 通信工事D社と、ESG要素(ガバナンス、取締役会の構成:視点④)について議論しました。現在、同社の取締役は12名のうち7名が大手通信会社からの中途採用となっています。歴史的な経緯からビジネス上の関係が緊密だったためですが、通信工事の売上が5割に落ちてきていることや同大手通信会社以外の企業との取引も拡大していること等を鑑み、指名委員会での議事や決定経緯の開示を求めました。企業側からはオイルショック後で採用を手控えた時期で役員候補の層が薄いという社内事情、同大手通信会社出身の優秀な人材登用による知見の活用等大きなメリットを感じているものの、今後は指名経緯の説明について一層の明確化を図るとの回答を得ました。
- 化学業E社と、ESG要素(ガバナンス、事故報告:視点④)について、具体的には2021年1月に発生した国内工場での生産トラブルに関する議論をしました。発生原因は、主に設備の老朽化にあるとのことでした。定期的に設備点検をしているものの、習熟した技師が高齢化などから少なくなっており、不備が見落とされていたとの説明を受けました。当社からは、(1)これまで収益的に厳しい時期があったため設備のメンテナンスに十分な対応ができていない可能性があり、対策を強化して欲しい、(2)十数億円という大きな営業減益要因になる事象であれば、ニュースリリースを公表するなど速やかに開示して欲しい、との旨を伝えました。
- 電力会社F社と、ESG要素(カーボンニュートラルへの対応:視点④)について議論しました。経済産業省による「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定を受け、いち早く2050年のカーボンニュートラル目標を宣言したことを評価している一方、GHG削減目標を個社ベースで公表せず、業界目標への対応のみとしている点について、電力業界の特殊性を考慮しても改善を求める旨、

伝えました。同社からは、「業界や社会の流れを見ながら対応したい」との回答を得ました。

- 投資先企業との対話は、未公表の重要事実を求めるものではありません。

(原則5)機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 当社は、「議決権行使の指図に関する考え方」および「議決権の行使結果」について、ホームページに公表しています。
- 投資先と対話を実施し、意見の相違がある場合や状況に改善が見られない場合には、議決権行使を通じた行動をとることがあります。
- 当社は、主に議決行使事務の簡素化を目的として、議決権行使助言会社の Institutional Shareholder Services(以下「ISS」)のサービスを利用しています。ISSのサービスを利用するにあたっては、人的・組織的体制、助言策定プロセス等を定期的にモニタリングしています。議決権行使にあたり、助言を参考にすることもあります。
- なお、個別の投資先企業および議案ごとの議決権の行使結果を開示しています。また重要と判断する議案については賛否理由も開示しています。

(原則6) 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- 当社は、投資先企業に対するエンゲージメント活動の状況ならびに議決権の行使の実施状況を定期的にお客様に報告しています。
- エンゲージメント活動については実施日と対話の要旨、議決権については行使結果を電子記録として保存しています。

(原則7) 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- 当社は、専門性を有する人材が運用にあたっておりますが、スチュワードシップ活動に必要なスキルの継

継続的なレベルアップのため、投資先企業とのESG要素に特化した対話、証券会社や情報ベンダー等が開催する各種セミナーへの参加、他の投資家や証券会社のアナリストと意見交換等を行いました。

- 長期的観点からみて高配当の持続性の高い企業の特定に積極的に力を注いでおり、ESG 要素は、高配当の持続性を見極める重要な要件の一つと位置付けています。運用担当者は、外部の調査会社の情報も含め ESG に係る情報を可能な限り入手し、企業の ESG への取組みを評価します。
- 今後も研鑽に努め、対話を通じた個別企業への働きかけを行ってまいります。

2. 本年度の新たな取組み

スチュワードシップ・コード原則への具体的な対応において、本年度より新たに取組んだ活動内容は以下の通りです。

- (原則2)株式運用部が行使した議案については、コンプライアンス部で、利益相反が生じる可能性のある企業に関する行使議案のレビューを行い、議決権行使ガイドラインに沿って適切に行使されていることを確認しています。
- (原則4)高配当の持続性の高い企業に投資をするという運用戦略に基づいた「目的を持った対話」の事例を明文化しました。
- (原則5)議決権行使にあたり、議決権行使助言会社のサービスを利用していますが、同社の人的・組織的体制の整備を含む助言策定プロセスを踏まえて利用することが重要であると考え、同社の体制や助言策定プロセス等を定期的にモニタリングする仕組みを構築しました。
- (原則5)個別の投資先企業および議案ごとの議決権の行使結果を開示していますが、重要と判断する議案については賛否理由も開示することとしました。
- (原則7)高配当の持続性の高い企業に投資をするという運用戦略に基づき、ESG 要素は高配当の持続性を見極める重要な要件の一つと位置付けており、ESG 要素に関する調査活動をより強化しました。

以上